

業務委託仕様書

1. 業務名

土岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務

2. 期間

契約日から令和6年3月31日まで

3. 目的

国や県の動向、土岐市における高齢者の状況等を的確に把握し、土岐市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、土岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定することを目的とする。

4. 準拠法令、関連計画等

1. 介護保険法
2. 老人福祉法
3. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
4. その他高齢者福祉、介護保険事業に関連する法令等又はその法令等に基づき国や岐阜県が示す計画等
5. 土岐市総合計画、土岐市地域福祉計画、土岐市健康づくり計画(健康とき21)等の本市の関連計画

5. 提出書類

受託者は契約締結後速やかに次に掲げる書類を提出し、市の承認を受けなければならない。

- (ア) 工程表及び業務実施計画書
- (イ) 着手届
- (ウ) その他、市が必要と認める書類

6. 工程管理

受託者は、工程表及び業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行わなければならない。

7. 個人情報の保護

受託者は個人情報外部に漏れない対策を施した管理下で作業等を行わなければならない。

8. 委託内容

土岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に係る業務全般について支援すること。

計画の位置づけ

本計画は、土岐市総合計画を上位計画とし、市の高齢者福祉に係る総合的な施策を定める計画で、介護保険法第117条に規定されている「介護保険事業計画」と老人福祉法第

20条の8に規定されている「老人福祉計画」を一体のものとして策定するものであり、国や岐阜県が高齢者福祉・介護保険事業に関して示す指針、計画等や市の関連計画である社会福祉法に基づく土岐市地域福祉計画、健康増進法に基づく土岐市健康づくり計画（健康とき21）等との整合を図り策定するものとする。

I. 令和4年度業務

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、土岐市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、土岐市事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【アンケート調査の実施概要】

| | |
|------|----------------------------------|
| 調査対象 | 65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者 |
| 配布数 | 1種 2,200票(回収率70%想定) |
| 調査方法 | 郵送法 |
| 集計方法 | 単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計 |

1. 日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。調査項目については今年度国が示す予定となっている「日常生活圏域ニーズ調査」を基本としつつ、本市独自設問も加えた内容で調査票を作成すること。
2. 調査票の設計、作成、印刷、封入、封緘、配布、回収等アンケート調査に係る業務全般と費用については、受託者が負担する。調査の受託者は、土岐市から回収票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめる。なお、対象者の宛名シールについては、市の指示する白の宛名シール(対象者の1.1倍程度の数)を受託者が用意し、宛名出力作業(抽出データ出力作業)は市が行う。
3. 調査票の返信先は市とするが、発送・返信に係る費用は受託者が負担し、回収された調査票は受託者において業務完了時まで保管する。
4. 調査票の配布先や種類等が検討後に変動した場合は対応すること。
5. 報告書は、調査の趣旨や回答者の属性、分析結果のまとめ等を記載し、調査結果の内容をグラフや表を用いて分かりやすく記載すること。
6. 報告書の資料編には、調査に使用した調査票を記載すること。
7. 調査結果を基に、国・県へニーズ等を報告する際は、データ作成に関する必要な支援を行うこと。

(3) 在宅介護実態調査

【アンケート調査の実施概要】

| | |
|------|----------------------------------|
| 調査対象 | 認定調査の対象となる高齢者の家族 |
| 配布数 | 1種 400 票(回収率 90%想定) |
| 調査方法 | 認定調査員による聞き取り調査 |
| 集計方法 | 単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計 |

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定申請者の家族を対象とした調査を行う。調査は、土岐市が、要介護認定調査と併せて認定調査員により実施する。調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、事務局が行う。

II. 令和5年度

(4) 給付実績集計・分析の実施

土岐市が提供する国保連給付実績データ等(地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等)に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

(5) 計画目標量の設定

第9期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート(エクセル版を想定)により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第9期介護保険料の設定支援を行う。

(6) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律』が施行され、引き続き包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、第8期の分析結果及び計画内容を十分活用し計画策定を行うこととする。

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(7) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第9期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを土岐市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

III. 令和4～5年度

(9) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会(5回程度)の運営について、会議資料

(原データ)を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(10) 関連例規整備情報の提供及び先進事例の情報提供。

1. 全国の幅広い事例や同等規模の取り組み内容を参考にすることがある。そのため計画策定に伴う各検討組織及び事務局において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を提供すること。また、国の方向性及び会議内容についての概略、書籍など幅広い情報提供を行うこと。
2. 介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律を中心に今後、福祉関連法令が改正される都度、随時指摘すること。
(ア) 法令については官報を参照すること。
(イ) 福祉関係法令すべてを対象とする。
3. 国の会議資料の要約版の作成
今後の国の介護保険事業制度に係る情報が定期的に示される会議について、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成すること。

9. 成果品

- (ア) アンケート調査報告書(A4判、100頁程度、1色刷):データ納品
- (イ) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・(A4判、100頁程度、表紙4色、本文1色刷):100部
- (ウ) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(A4判、8頁程度、4色刷):17,500部
- (エ) 上記データ一式

10. その他

1. 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ土岐市と協議し、決定すること。
2. 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、土岐市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
3. アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に行うことが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得し1回以上更新していること。
4. 本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいれた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、令和元年度以降に、土岐市と同等規模の団体及び県内自治体の介護保険事業計画策定実績を有していること。